

令和5年（ネ）第2083号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 アンビカ・ブダ・シン

被控訴人 東京都 ほか1名

一審原告第4準備書面

2024年7月17日

東京高等裁判所第9民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 鬼 東 忠 則

同 小 川 隆太郎

同 橘 真理夫

同 (主任) 川 上 資 人

控訴人訴訟復代理人弁護士 海 渡 雄 一



本書面において、法とは刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律を指す。

第1 一審被告東京都控訴理由書（以下、「同書面」という。）に対する反論

1 亡アルジュン氏の傷害は「日常生活において生じる症状」ではなく、丙50号証に照らしても病院搬送義務が明らかであること

一審被告東京都は、同書面20頁にて、「原判決は、倉持警部補らが亡アルジュンを直ちに病院に搬送するまでの緊急性がないとした判断の合理性について、必要な事情を考慮して検討することを一切していない」とする。そして、「すなわち」として、その理由を「身体の一部に腫脹が生じるという状態は、

日常生活においても様々な原因により生じる症状であり、一般的には身体の一部に腫脹が生じたことをもって、直ちにその者の生命及び身体に危険が及ぶとは考えられておらず」として、丙50号証を挙げる。

しかし、一審被告東京都のかかる主張は全く失当と言わざるを得ない。

一審被告東京都は、「身体の一部に腫脹が生じるという状態は、日常生活において」生じるもので、「一般的には身体の一部に腫脹が生じたことをもって、直ちにその者の生命及び身体に危険が及ぶとは考えられて」いないとし、その根拠として丙50号証を挙げる。

しかし、丙50号証は、「MSD マニュアル家庭版」というもので、「軟部組織の損傷」というタイトルで「軟部組織の損傷には、こぶや皮下出血（挫傷）、筋肉の小さな断裂（筋挫傷「いわゆる肉離れ」）、関節近くの靱帯や腱の損傷（ねんざ）などがあります。」として、「こぶ」、「肉離れ」、「軽いねんざ」等について述べるもので、亡アルジュン氏が罹患した筋挫滅とは全く異なるものである。

一審被告東京都は、この丙50号証の以下の箇所を黄色ハイライトにして、あたかも亡アルジュン氏が受けた傷害は、「こぶ」、「肉離れ」、「軽いねんざ」等の軽傷の類かのように印象操作を試みる。すなわち、同箇所は、「挫傷、軽い筋挫傷、軽いねんざは、軽度から中程度の傷みと腫れを起こします。腫れた部位は変色し、1日経つと紫色になり、数日後には黄色または茶色になります。通常はケガをしている部分も動かすことができます」と述べるものである。

しかし、一審被告東京都が黄色ハイライトをしていない次の文は、「しかし、変形、歩けない、患部を動かせない、またはひどい痛みなどの、より激しい症状がみられる場合は、脱臼、亜脱臼、骨折、重いねんざまたは筋挫傷など、より重度のけがを起こしている可能性があります。重い症状がある場合は、医師の診察を受け、けがの状態を判定してもらう必要があります。」と明確に述べている。

すなわち、丙50号証においても、「ひどい痛みなどの、より激しい症状がみられる場合は、脱臼、亜脱臼、骨折、重いねんざまたは筋挫傷など、より重度のけがをを起こしている可能性があります。重い症状がある場合は、医師の診察を受け、けがの状態を判定してもらう必要があります。」としているのであって、亡アルジュン氏の両手が過度の拘束のために、甲32号証7頁、8頁、甲1号証20頁、22頁、24頁、27頁が示すような異常な腫脹を呈し、亡アルジュン氏が痛みで悶絶して筋挫滅を受傷している本件は、亡アルジュン氏の「けが」は「こぶ」、「肉離れ」、「軽いねんざ」などの類ではなく、「ひどい痛みなどの、より激しい症状がみられる場合は、脱臼、亜脱臼、骨折、重いねんざまたは筋挫傷など、より重度のけがをを起こしている」場合に該当するのであって、丙50号証が述べるように「医師の診察」を受けさせる必要があったことは明らかである。

一審被告東京都は、亡アルジュン氏の両手の状態は、「むくみ」にすぎなかったから、これを認めても病院に搬送しないのは当然であると主張する。しかし、甲32号証7頁、8頁、甲1号証20頁、22頁、24頁、27頁の各画像を見れば、亡アルジュン氏の両手の状態が「むくみ」などというのではなく、異常な腫脹、膨張を呈していたことは明らかである。この点、今般証拠提出する前田医師の意見書も同旨のことを指摘している。

2 原判決に「考慮不尽」はないこと

一審被告東京都は、同書面21頁下から2行目から、22頁12行目にかけて、原判決は、「①ないし③」の点を考慮して裁量権の範囲を逸脱したと判断したもので、考慮不尽だとする。

しかし、原判決35頁から37頁にかけて述べられている「(6) 病院搬送義務違反の有無」の「ア」から「ウ」を普通に読めば、考慮不尽の点は何一つなく、上記箇所で一審被告東京都が指摘する点は原判決で全て検討されており、一審被告東京都の主張が全く失当であることが明らかである。

第2 一審被告らが法の定める要件に基づかずに保護室収容と戒具使用を行っていること

これまでも繰り返し述べてきたが、本件の本質は、一審被告らにおいて、法が定める要件を満たさないにもかかわらず、被留置人を保護室に収容し、さらに戒具を装着するという行為が極めて安易に行われ、多くの場合には、これが懲罰目的で行われ、違法な留置業務の執行が蔓延しているという点である。

このような違法な戒具使用のために、一審被告らの留置施設においてはこれまで多数の死傷者が発生している。この点については、原告最終準備書面68頁以下、及び一審原告第2準備書面6頁以下で述べた通りである。

一審原告は、一審被告らの保護室に収容した上での戒具装着行為が法の定める要件を満たしていないことを控訴理由書（その1）「2 法令上の戒具使用要件を充たさず違法であること」（3頁～10頁）で詳述した。

この点について、一審原告は、一審原告第2準備書面で述べた、新宿警察署において、2022年7月7日から同月8日にかけて行われた松木幹太氏に対する違法な保護室収容及び戒具装着行為に関する証拠を提出し、一審被告らがいかに安易に違法な保護室収容と戒具装着を行っているかについて再度述べる。なお、同事件は、松木氏を原告、被告を東京都とする国家賠償請求訴訟として、東京地方裁判所に係属中である（令和4年（ワ）第23428号）。

まず、同事件については、発生直後の2022年7月9日に松木氏の弁護士らが新宿警察署宛に抗議書を提出しており、同抗議書については、甲42号証として提出済みである。一審原告は、さらに2022年7月19日付の松木氏の陳述書、新宿警察署留置場で松木氏と同室であった井手氏、鵜野澤氏、井沢氏の電話聴取報告書を提出する。（甲54～57）

これらの一連の陳述書からは、新宿警察署において保護室収容と戒具装着が日常的に懲罰目的で行われていることが明らかである。

このような事実にも照らしても、一審被告東京都においては、法の定める要件

充足性など一切検討せず、単に懲罰目的で被留置者を保護室に收容し、戒具を装着していることが明らかである。

さらに、一審被告東京都が法の定める要件充足性など全く関係なく、保護室收容と戒具使用を行うことが可能であると考え、そのような誤った認識の下、懲罰目的で違法な保護室收容と戒具装着を繰り返していることは、一審被告東京都準備書面（11）の24頁記載の主張から明らかである。この点について、一審原告は令和5年1月3日付原告第18準備書面4頁～6頁で明確な反論を加えているが、この点について一審被告東京都は全く反論ができていない。このことから、被告東京都が法の定める要件充足性など一切検討せず、単に懲罰目的で被留置者を保護室に收容し、戒具を装着していることが明らかである。

以上